

消防予第 260 号
平成 22 年 6 月 10 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁 予防課長
(公印省略)

小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の結果を踏まえた防火安全対策
の徹底について

平成 22 年 3 月 13 日未明に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム火災を受け、消防庁では同日付けで「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成 22 年 3 月 13 日付け消防予第 130 号)を発出するとともに、「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の実施について」(平成 22 年 3 月 18 日付け消防予第 131 号)により、小規模社会福祉施設等に対し防火安全対策の更なる徹底及び関係部局と連携した緊急調査の実施をお願いしていたところです。

この結果については平成 22 年 6 月 7 日付けで連絡したところですが、この度、厚生労働省、国土交通省における調査結果を受けて、別添 1 のとおり、3 省庁緊急調査結果と今後の対処方針について公表しましたので、お知らせします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、下記事項に留意されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知され、引き続き小規模社会福祉施設等に対する防火安全対策の徹底を図られますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防法施行令改正に係る指導

平成 19 年 6 月消防法施行令等改正によるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置基準強化について、経過措置期間中(平成 24 年 3 月 31 日まで)のものにあつても早期の設置を促進する。

2 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた施設等について、特に違反が多く認められた防火管理面の対策の徹底等、重点的な是正指導を推進する。

3 避難対策の充実等

夜間を想定し、施設等の構造、入所者の人数、管理体制等の具体的状況に即した避難訓練の実施により、適切な避難誘導體制の確保を図る。

また、消防用設備等の自主設置を含め避難対策のさらなる充実や出火防止対策の徹底を図る。

4 その他

厚生労働省老健局高齢者支援課長から別添2のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から別添3のとおり通知がなされているところであり、福祉部局及び建築部局と連携を図りながら小規模社会福祉施設等の防火安全対策の徹底を図られますようお願いいたします。

【連絡先】

担当：消防庁予防課 三浦・村瀬・篠木

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

アドレス h.shinoki@soumu.go.jp

報道関係者各位

平成22年6月10日

照会先

老健局高齢者支援課

認知症・虐待防止対策推進室

室長 千葉 登志雄

室長補佐 田仲 教泰

TEL : 03-5253-1111 (内線 3868、3869)

夜間直通 : 03-3595-2168

FAX : 03-3595-3670

第2回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての
3省庁緊急プロジェクト」の結果について

第1回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」を踏まえて実施した3省庁緊急調査の結果と今後の対処方針について別添のとおり公表いたします。

各省庁部分の調査結果の照会先

〔総務省消防庁〕

予防課 担当: 三浦・村瀬

電話: 03-5253-7523(直通)

〔国土交通省〕

住宅局建築指導課 担当: 松井

電話: 03-5253-8514(直通)

1. 防火安全対策に係る3省庁緊急調査の結果について(概要)

〈調査対象〉

全国の認知症高齢者グループホーム 9,952 事業所(10,451 棟)

※1 事業所を複数棟としている場合もあるため棟数が若干上回っている。

(1) 消防用設備等の状況【消防庁調べ】

① スプリンクラー設備

	設置合計		設置義務有 (275㎡以上)				設置義務無 (275㎡未満)	
	設置有	設置無	設置有	設置無	うち 違反	うち 経過措置中	設置有	設置無
棟数	4,129	6,322	3,987	4,351	20	4,331	142	1,971
割合	39.5%	60.5%	47.8%	52.2%	0.5%	99.5%	6.7%	93.3%

② 自動火災報知設備

	設置有	設置無		
			うち 違反	うち 経過措置中
棟数	8,977	1,474	25	1,449
割合	85.9%	14.1%	1.7%	98.3%

③ 消防機関へ通報する火災報知設備

	設置合計		設置義務有				設置義務無	
	設置有	設置無	設置有	設置無	うち 違反	うち 経過措置中	設置有	設置無
棟数	7,634	2,817	7,602	2,739	22	2,717	32	78
割合	73.0%	27.0%	73.5%	26.5%	0.8%	99.2%	29.1%	70.9%

(2) 防火管理関係【消防庁調べ】

	防火管理者			消防計画			消防訓練			防災規制		設備点検報告	
	選任	未選任	義務無	届出	未届出	義務無	実施	違反	義務無	使用	違反	報告	未報告
棟数	10,009	335	107	9,901	443	107	9,268	1,076	107	9,409	1,042	9,683	768
割合	95.8%	3.2%	1.0%	94.7%	4.2%	1.0%	88.7%	10.3%	1.0%	90.0%	10.0%	92.7%	7.3%

(3) ユニット別の職員の夜間勤務体制 【厚生労働省調べ】

	夜勤人数	施設数	割合
1ユニット	1人	3,809	96.8%
	2人	127	3.2%
	合計	3,936	100.0%
2ユニット	1人	866	16.5%
	2人	4,367	83.5%
	合計	5,233	100.0%

※無回答は除く

(4) 避難訓練への地域住民の参加 【厚生労働省調べ】

	施設数	割合
有	2,632	26.5%
無	7,318	73.5%
合計	9,950	100.0%

※無回答は除く

(5) 建築基準法令への適合状況 【国土交通省調べ】

	件数	割合												
認知症高齢者グループホーム	9,952 件													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>建築基準法令(建築確認等の手続関係規定)に関する違反を把握したものの件数</td> <td>1,114 件</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>うち用途変更に関するもの</td> <td>391 件</td> <td>3.9%</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築基準法令(非常用照明装置、排煙設備等の防火・避難関係規定)に関する違反を把握したものの件数</td> <td>889 件</td> <td>14.9% ※</td> </tr> </table>	建築基準法令(建築確認等の手続関係規定)に関する違反を把握したものの件数	1,114 件	11.2%	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>うち用途変更に関するもの</td> <td>391 件</td> <td>3.9%</td> </tr> </table>	うち用途変更に関するもの	391 件	3.9%			建築基準法令(非常用照明装置、排煙設備等の防火・避難関係規定)に関する違反を把握したものの件数	889 件	14.9% ※		
建築基準法令(建築確認等の手続関係規定)に関する違反を把握したものの件数	1,114 件	11.2%												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>うち用途変更に関するもの</td> <td>391 件</td> <td>3.9%</td> </tr> </table>	うち用途変更に関するもの	391 件	3.9%											
うち用途変更に関するもの	391 件	3.9%												
建築基準法令(非常用照明装置、排煙設備等の防火・避難関係規定)に関する違反を把握したものの件数	889 件	14.9% ※												

※防火・避難関係規定に関する違反について点検済のものの件数(5,951 件)に対する割合

2. 調査結果を踏まえた対処方針について

調査結果を踏まえ、今後各省庁において当面以下の措置を講じることとする。

〔消防庁〕

(1) 消防法施行令改正に係る指導

平成19年6月消防法施行令等改正によるスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置基準強化について、経過措置期間中（平成24年3月31日まで）のものにあっても早期の設置を促進する。

(2) 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項が認められた施設等について、特に違反が多く認められた防火管理面の対策の徹底等、重点的な是正指導を推進する。

(3) 避難対策の充実等

夜間を想定し、施設等の構造、入所者の人数、管理体制等の具体的状況に即した避難訓練の実施により、適切な避難誘導體制の確保を図る。

また、消防用設備等の自主設置を含め避難対策のさらなる充実や出火防止対策の徹底を図る。

〔厚生労働省〕

(1) 消防用設備の整備について

現在スプリンクラー設備の設置義務の無い275㎡未満の認知症高齢者グループホームについて、早期にスプリンクラー設備の整備が図られるよう支援する。併せて、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置についても支援することとし、そのあり方について検討する。

(2) 地域との連携体制の促進

認知症高齢者グループホームにおいて、非常災害時に地域住民・消防関係者等との円滑な連携が図られるよう、地域住民が参加する避難訓練の実施や、運営推進会議における消防関係者の出席要請などを促す。

〔国土交通省〕

(1) 緊急点検未完了物件の点検実施

緊急点検が完了していない特定行政庁には、引き続き、点検の実施と結果の報告を求める。

(2) 建築基準法令違反の是正の徹底

建築基準法令に違反する事項が認められた物件については、特定行政庁に対して、迅速な違反是正に取り組むよう要請するとともに、国土交通省において、定期的なフォローアップ調査を行い、その結果を公表する。

老高発 0610 第 8 号
平成 22 年 6 月 10 日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

認知症高齢者グループホームにおける緊急調査の 結果及び対処方針について

平成 22 年 3 月 13 日に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホームにおける火災を受け、防火安全体制に関する緊急調査を実施したところですが、今般、その調査結果が取りまとめられたので送付いたします。

また、この調査結果を踏まえて、第 2 回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての 3 省庁緊急プロジェクト」が開催され、調査結果を踏まえた対処方針がとりまとめられたところです。

各都道府県におかれましては、下記「調査結果を踏まえた対処方針」に留意されるとともに、管内の市町村に対して広く周知されるようよろしく願いいたします。

なお、スプリンクラーや自動火災報知設備及び火災通報装置が未設置の認知症高齢者グループホームにあつては早期設置が促進されるよう、また、認知症高齢者グループホームにおいて、非常災害時に地域住民・消防関係者等との円滑な連携を図るため、地域住民が参加する避難訓練の実施や運営推進会議における消防関係者の出席要請などが促進されるよう、併せて管内の市町村に対し周知願います。

記

1. 調査結果を踏まえた対処方針について

(1) 消防用設備の整備について

現在スプリンクラー設備の設置義務の無い 275 m²未満の認知症高齢者グループホームについて、早期にスプリンクラー設備の整備が図られるよう支

援します。併せて、自動火災報知設備及び消防機関に通報する火災報知設備の設置についても支援することとし、そのあり方について検討します。

(2) 地域との連携体制の促進

認知症高齢者グループホームにおいて、非常災害時に地域住民・消防関係者等との円滑な連携が図られるよう、地域住民が参加する避難訓練の実施や運営推進会議における消防関係者の出席要請などを促します。

2. その他

火災の発生を踏まえ実施された消防庁及び国土交通省の緊急調査の結果に基づき、消防庁予防課長、国土交通省住宅建築指導課長から通知がなされているところであり、消防部局及び建築部局と連携を図りながら対応していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本件については、消防庁及び国土交通省と協議済みである事を念のため申し添えます。

〈参考資料〉

- (1) 第2回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」の結果について
- (2) 認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する緊急調査結果および対処方針について
- (3) 消防庁予防課長通知「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の結果を踏まえた防火安全対策の徹底について」（平成22年6月10日付け消防予第260号）
- (4) 国土交通省住宅局建築指導課長通知「認知症高齢者グループホームに係る緊急点検の結果等について」（平成22年6月10日付け国住指第1043号）

国住指第1043号
平成22年6月10日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

認知症高齢者グループホームに係る緊急点検の結果等について

平成22年3月13日に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム火災を受け、「認知症高齢者グループホームに係る緊急点検について」（平成22年3月18日付け国住指第4761号）により、全国の特定行政庁に依頼した認知症高齢者グループホームに係る緊急点検の結果を別添のとおりとりまとめましたので、送付いたします。

点検の結果、建築基準法令に違反する事項が認められる物件が一定程度判明したことから、各特定行政庁におかれましては、消防部局及び福祉部局と連携を図りながら、当該建築物の所有者等に対して、速やかに是正するよう指導するなど、引き続き、建築基準法令に違反する事項が認められる認知症高齢者グループホームの安全対策の徹底をお願いいたします。

また、点検が完了していない特定行政庁におかれましては、引き続き点検を実施して下さい。今後、点検の実施状況及び違反物件に対する指導や是正措置の状況について、継続的にフォローアップ調査を実施しますので、よろしくお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁に対しこの旨を周知するようお願いいたします。

平成 2 2 年 6 月 7 日
国 土 交 通 省
住 宅 局 建 築 指 導 課

認知症高齢者グループホームに係る緊急点検結果について

平成 2 2 年 3 月 1 3 日に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム火災を受け、「認知症高齢者グループホームに係る緊急点検について」（平成 2 2 年 3 月 1 8 日付け国住指第 4 7 6 1 号）により、全国の特定行政庁に依頼した認知症高齢者グループホームに係る緊急点検の結果をとりまとめましたので、公表いたします。

1. 点検対象

認知症高齢者グループホーム（老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設）

2. 点検事項

建築基準法令への適合状況

3. 点検結果概要（平成 2 2 年 4 月 2 0 日現在における都道府県からの報告による）

（1）建築基準法令（手続関係規定）への適合状況

	件数	割合
認知症高齢者グループホーム（老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設）（A）	9,952 件	
建築基準法令（手続関係規定）に関する違反を把握したものの件数（B）	1,114 件	B/A= 11.2%

（違反の内容） ※物件によっては複数の違反あり

	件数	上記表（A） に対する割合
建築確認	107 件	1.1%
完了検査	578 件	5.8%
中間検査	49 件	0.5%
定期報告	332 件	3.3%
用途変更	391 件	3.9%

(2) 建築基準法令（防火・避難関係規定）への適合状況

	件数	割合
認知症高齢者グループホーム（老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設）（A）	9,952 件	
点検済のものの件数（B）	5,951 件	B/A= 59.8%
建築基準法令（防火・避難関係規定）に関する違反を把握したものの件数（C）	889 件	C/B= 14.9%
是正指導を行ったものの件数（D）	712 件	D/C= 80.1%
是正済のものの件数（E）	10 件	E/C= 1.1%
是正指導予定のもの等の件数（F）	177 件	F/C= 19.9%
点検予定のものの件数（G）	4,001 件	G/A= 40.2%

(主な違反の内容) ※物件によっては複数の違反あり

	件数	上記表(B)に対する割合
非常用照明装置関係	427 件	7.2%
排煙設備関係	262 件	4.4%
間仕切壁関係	227 件	3.8%
施錠装置関係	179 件	3.0%
内装制限関係	89 件	1.5%
防火区画関係	53 件	0.9%
廊下の幅員関係	50 件	0.8%
敷地内通路関係	37 件	0.6%
屋根防火関係	36 件	0.6%
直通階段関係	36 件	0.6%

4. 今後の対応

- ・緊急点検が完了していない特定行政庁には、引き続き、点検の実施と結果の報告を求める。
- ・建築基準法令に違反する事項が認められた物件については、特定行政庁に対して、迅速な違反是正に取り組むよう要請するとともに、国土交通省において、定期的なフォローアップ調査を行い、その結果を公表する。

問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐 松井康治（内線 39-532）

代表：03-5253-8111 夜間直通：03-5253-8514

認知症高齢者グループホームに係る緊急点検結果(都道府県別)
(手続関係規定違反)

平成22年4月20日現在(都道府県からの報告による)

	認知症高齢者グループホーム(老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設)						
	建築基準法令(手続関係規定)に関する違反を把握したもの						
			建築確認	完了検査	中間検査	定期報告	用途変更
北海道	801	125	15	47	0	44	57
青森県	305	31	7	12	4	18	4
岩手県	120	0	0	0	0	0	0
宮城県	197	11	1	10	0	0	3
秋田県	169	2	0	0	0	0	2
山形県	101	6	4	6	0	0	2
福島県	157	6	0	2	0	3	3
茨城県	267	29	1	25	10	0	5
栃木県	103	2	0	1	0	0	2
群馬県	212	47	1	40	0	4	8
埼玉県	316	24	1	9	0	10	6
千葉県	324	61	3	39	0	5	25
東京都	320	52	3	22	2	26	13
神奈川県	534	68	10	50	1	4	42
新潟県	160	7	1	1	0	6	0
富山県	83	0	0	0	0	0	0
石川県	144	8	1	2	0	0	7
福井県	53	5	0	0	0	1	4
山梨県	55	13	0	2	1	10	1
長野県	168	15	5	5	0	6	6
岐阜県	225	24	1	12	0	2	12
静岡県	271	20	2	8	0	6	9
愛知県	362	14	0	12	0	0	2
三重県	146	7	1	2	0	1	4
滋賀県	92	6	0	4	0	1	1
京都府	112	10	3	5	1	3	4
大阪府	471	156	7	49	25	104	27
兵庫県	255	29	0	9	2	12	10
奈良県	91	39	9	20	0	20	19
和歌山県	84	17	2	10	0	8	1
鳥取県	67	3	1	1	0	0	2
島根県	110	7	3	3	0	0	4
岡山県	278	43	1	28	0	13	9
広島県	256	25	2	12	0	1	15
山口県	141	10	2	3	0	0	8
徳島県	131	3	0	2	0	0	1
香川県	90	12	0	4	0	10	0
愛媛県	250	23	3	17	0	0	10
高知県	127	1	0	1	0	0	0
福岡県	528	58	7	45	2	0	26
佐賀県	146	11	0	5	0	0	7
長崎県	330	14	5	8	0	1	7
熊本県	171	4	0	2	0	0	4
大分県	107	2	1	1	0	0	2
宮崎県	141	8	0	2	0	0	7
鹿児島県	321	50	4	36	0	12	9
沖縄県	60	6	0	4	1	1	1
合計	9,952	1,114	107	578	49	332	391

認知症高齢者グループホームに係る緊急点検結果(都道府県別)
(防火・避難関係規定違反)

平成22年4月20日現在(都道府県からの報告による)

	認知症高齢者グループホーム(老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設)						点検予定のもの
	点検済のもの	建築基準法令(防火・避難関係規定)に関する違反を把握したもの	是正指導を行ったもの	是正済のもの			
				是正指導予定のもの等			
北海道	801	531	52	35	1	17	270
青森県	305	142	18	18	1	0	163
岩手県	120	87	1	1	0	0	33
宮城県	197	164	16	16	0	0	33
秋田県	169	137	2	2	0	0	32
山形県	101	68	5	5	0	0	33
福島県	157	155	6	6	0	0	2
茨城県	267	98	42	15	0	27	169
栃木県	103	102	11	11	0	0	1
群馬県	212	65	28	25	0	3	147
埼玉県	316	211	50	46	0	4	105
千葉県	324	137	20	3	0	17	187
東京都	320	156	16	7	0	9	164
神奈川県	534	268	53	35	0	18	266
新潟県	160	54	3	3	0	0	106
富山県	83	2	0	0	0	0	81
石川県	144	144	13	13	1	0	0
福井県	53	37	6	6	0	0	16
山梨県	55	32	12	12	0	0	23
長野県	168	147	20	11	0	9	21
岐阜県	225	183	24	24	0	0	42
静岡県	271	101	18	18	0	0	170
愛知県	362	216	16	16	0	0	146
三重県	146	119	18	18	0	0	27
滋賀県	92	63	5	4	0	1	29
京都府	112	100	9	9	0	0	12
大阪府	471	256	76	67	2	9	215
兵庫県	255	251	34	14	2	20	4
奈良県	91	91	30	30	0	0	0
和歌山県	84	58	8	5	0	3	26
鳥取県	67	67	8	8	0	0	0
島根県	110	83	11	11	0	0	27
岡山県	278	155	21	13	0	8	123
広島県	256	105	27	26	0	1	151
山口県	141	125	32	32	0	0	16
徳島県	131	91	3	3	0	0	40
香川県	90	19	2	2	0	0	71
愛媛県	250	106	6	0	0	6	144
高知県	127	63	6	6	0	0	64
福岡県	528	219	79	77	1	2	309
佐賀県	146	87	17	13	1	4	59
長崎県	330	265	27	17	0	10	65
熊本県	171	67	6	6	0	0	104
大分県	107	89	4	4	1	0	18
宮崎県	141	141	16	8	0	8	0
鹿児島県	321	34	6	5	0	1	287
沖縄県	60	60	6	6	0	0	0
合計	9,952	5,951	889	712	10	177	4,001